

特別養護老人ホーム ご利用料金表

田島ホーム・下郷ホーム・伊南ホーム
南郷ホーム・只見ホーム

令和元年10月1日～

◎基本ご利用料金

[長期]

【多床室】

介護保険利用 自己負担1割の場合

(円)

要介護度	負担段階	介護保険 給付対象 サービス	介護保険給付 対象外サービス		日額 概算合計	月額(30日) 概算合計
			居住費	食費		
要介護1	第1段階	559	0	300	859	25,770
	第2段階	559	370	390	1,319	39,570
	第3段階	559	370	650	1,579	47,370
	第4段階	559	855	1,392	2,806	84,180
要介護2	第1段階	627	0	300	927	27,810
	第2段階	627	370	390	1,387	41,610
	第3段階	627	370	650	1,647	49,410
	第4段階	627	855	1,392	2,874	86,220
要介護3	第1段階	697	0	300	997	29,910
	第2段階	697	370	390	1,457	43,710
	第3段階	697	370	650	1,717	51,510
	第4段階	697	855	1,392	2,944	88,320
要介護4	第1段階	765	0	300	1,065	31,950
	第2段階	765	370	390	1,525	45,750
	第3段階	765	370	650	1,785	53,550
	第4段階	765	855	1,392	3,012	90,360
要介護5	第1段階	832	0	300	1,132	33,960
	第2段階	832	370	390	1,592	47,760
	第3段階	832	370	650	1,852	55,560
	第4段階	832	855	1,392	3,079	92,370

高額介護サービス費

介護施設の入所サービス（長期・短期を問わず）を利用すると、施設利用一部負担金額が上限額を超えた分を高額介護サービス費として市町村から支給される補助金です。

平成29年8月から

区 分		世帯の限度額	個人の限度額
第1段階	・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円	15,000円
第1段階	世帯全体が	24,600円	
第2段階	市区町村民 高齢福祉年金受給者 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
第3段階	税非課税で 第2段階に該当しない方	24,600円	24,600円
第4段階	市区町村民 一般世帯 税課税世帯 ・世帯のどなたかが課税されている場合	44,400円 (※1)	44,400円 (※1)
第5段階	の方 現役並み所得者(※2)	44,400円	44,400円

※1 同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用負担割合が1割の被保険者のみの世帯には、3年間に限り「年間の利用者負担上限額446,400円（37,200円×12カ月）」が設定されます。

※2 同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上。

介護保険利用 自己負担2割の場合

※第4段階での料金表示です (円)

	介護保険 給付対象 サービス	介護保険給付 対象外サービス		日額 概算合計	月額(30日) 概算合計
		居住費	食費		
要介護1	1,118	855	1,392	3,365	100,950
要介護2	1,254	855	1,392	3,501	105,030
要介護3	1,394	855	1,392	3,641	109,230
要介護4	1,530	855	1,392	3,777	113,310
要介護5	1,664	855	1,392	3,911	117,330

介護保険利用 自己負担3割の場合 ※第4段階での料金表示です (円)

	介護保険 給付対象 サービス	介護保険給付 対象外サービス		日額 概算合計	月額(30日) 概算合計
		居住費	食費		
要介護1	1,677	855	1,392	3,924	117,720
要介護2	1,881	855	1,392	4,128	123,840
要介護3	2,091	855	1,392	4,338	130,140
要介護4	2,295	855	1,392	4,542	136,260
要介護5	2,496	855	1,392	4,743	142,290

◎加算項目及びご利用者負担額 (1日あたり)

介護保険利用 (自己負担1割の場合) 自己負担2割は、ほぼ2倍となります。

※各ホームによって加算される項目が異なる場合があります。

項目	概要(条件)	金額	
初期加算	入所日から30日間、又は30日を超える入院後再入所した場合30日間加算	30円	
栄養マネジメント加算	入所者一人ひとりの栄養状態や摂食状況に応じた個別の計画を作成し、他職種共同による援助が実施されている場合	14円	
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食など	6円	
看護体制加算 (I)	常勤の看護職員を1名以上配置	6円	
看護体制加算 (II)	①看護職員を入所者25人又は端数を増すごとに1名以上配置 ②最低基準を1人以上、上回って看護職員を配置 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保している以上3つの要件の1つに該当している。	13円	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が定期的な往診、看護職員・介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を実施	30円/月	
夜勤職員配置加算 (I) イ	夜勤を行う看護職員・介護職員を基準より1名以上、上回って配置	22円	
経口維持加算 (I)	摂食機能障害や誤飲を有する方で、医師又は歯科医師の指示に基づき、職員が共同して食事の観察及び介護等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合	400円/月	
経口維持加算 (II)	協力歯科医療機関を定め、経口維持加算 (I) において行う食事の観察会議等に、歯科医師等が加わった場合	100円/月	
日常生活継続支援加算 (I)	介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、重度の要介護状態の方、認知症の方等が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続できるよう支援する場合	36円	
入院・外泊時費用	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として、基本料金に代えて加算	246円	
看取り介護加算	看取り介護計画に従い介護を実施	死亡日以前4日～30日	144円
		死亡日の前日・前々日	680円
		死亡日	1,280円
介護職員処遇改善加算 (I)	(基本料金 + 加算料金) × 8.3%		

◎介護保険対象外のご利用者負担額

項目	内容	金額
医療費	医科、歯科は医療保険にて自己負担していただきます。	実費
医薬品代	医療保険にて自己負担していただきます。	実費
理容代	園内にて訪問理容をご利用の場合	2,000円～3,000円
行政手続代行	かかった費用を自己負担していただきます。	実費
個人の趣味的活動など	ご希望による特別な食事に要する費用、園内での創作活動費用など	実費